

## 新潟市保健所臨床研修研修医及び研修歯科医の受入れに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、医師法第16条の2第1項及び歯科医師法第16条の2第1項の規定に基づき指定された臨床研修病院又は臨床研修施設（以下「臨床研修病院等」という。）と共同して行う臨床研修における、研修医及び研修歯科医（以下「研修医等」という。）の受入れについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (研修内容)

第2条 公衆衛生活動の主体である地域保健の理解と実践を目的に、新潟市保健所（以下「保健所」という。）が構成したカリキュラムに沿って行う。

### (研修期間等)

第3条 新潟市保健所長（以下「保健所長」という。）は、臨床研修病院等と協議の上、研修医等の受入れ日を定めるものとし、研修期間は、おおむね2週間とする。

### (研修時間)

第4条 原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (報酬等)

第5条 研修医等には、賃金、報酬、及び手当は支給しない。

### (服務)

第6条 研修医等は、保健所の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

2 研修医等は、研修中に知りえた秘密を漏らしてはならない。研修終了後も同様とする。

3 研修医等は、研修中においては、保健所職員の指示に従わなければならない。

4 保健所長は、研修医等から前3項の規定を遵守する旨の誓約書を提出させるものとする。

### (研修の中止)

第7条 保健所長は、研修医等が前条各項に違反し、又は研修医等としてふさわしくない行為があった場合は、当該研修を中止することができる。

(損害の負担)

第8条 研修中において、研修医等が故意又は過失により保健所又は第三者に損害が生じた場合は、臨床研修病院等はその損害を賠償しなければならない。

(臨床研修費国庫補助金分配金の受け入れ)

第9条 医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱（平成12年12月7日厚生省発健政第252号）により臨床研修病院等に交付決定された補助金のうち、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第7条及び歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年厚生労働省令第103号）第7条に規定する研修管理委員会において承認された額を受け入れる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研修医等の受入れの実施に関し必要な事項は、保健所長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年2月28日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

# 誓 約 書

私は、新潟市保健所で臨床研修を実施するにあたり、下記事項を遵守する事を誓約します。

## 記

- 1 研修にあたって、市保健所の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。
- 2 研修中に知りえた秘密は、研修中又は研修終了後にかかわらず、他に漏らさないこと。
- 3 研修にあたっては、市保健所職員の指示に従うこと。

平成 年 月 日

〇〇〇〇病院

氏名

印

新潟市保健所長 様